

別紙（無人航空機を飛行させる場合） [入林許可申請書・入林届]

1 無人航空機を飛行させる場所等

- 無人航空機の飛行場所又は経路（別途図面を添付）：
- 無人航空機の飛行日時：
- 無人航空機の飛行目的：
- 無人航空機の飛行高度：
- 飛行させる無人飛行機〔名称（形式）〕：

2 注意点の確認

以下の注意点を確認した上で無人航空機を飛行させます。

※ 内にチェック願います。

- 無人航空機の飛行にあたっては、航空法等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続きをとること。
- 事故防止に万全を期すこと。
特に、国有林野職員から指示があった場合、これに従うこと。
- 第三者（個人）が特定できるような撮影等プライバシーを侵害する行為はしないこと。
- 第三者のいない上空で飛行させること。また、第三者の立入等が生じた場合には速やかに飛行を中止すること。
- 国有林野の貸付地上空について、貸付地の管理者が無人航空機の飛行ルールを定めている場合、当該ルールを遵守して飛行する。
- 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、人や物件等に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。特に一般の入林者や他の国有林野事業の受託者等への危害又は迷惑となる行為を行わないこと。
- 希少な野生生物が生育・生息している地域では、営巣期間中は避けるなど、生育・生息に悪影響を及ぼさないように飛行させること。特に、営巣箇所が見られた場合は、当該箇所及びその周辺で飛行させないこと。
- 無人航空機による事故や無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署（又は、森林管理署支署・森林管理事務所）に連絡すること。
- 無人航空機の回収は申請者及び入林者の責任で行うこと。
- 損害事故、人為的事故等が発生した場合は、責任を負うこと。